

つくばみらい都市計画土地区画整理事業の決定
(つくばみらい市決定)

令和7年度

つくばみらい市

つくばみらい都市計画土地地区画整理事業の決定（つくばみらい市決定）

都市計画（仮称）みらい平東地区土地地区画整理事業を次のように決定する。

名 称		(仮称) みらい平東地区土地地区画整理事業				
面 積		約 19.1 ha				
公共施設の配置	道 路	種別	名称	幅員	延長	備考
		幹線道路	3・4・6 小島新田・小張線	18 m	3,960 m	都市計画既決定 (平成4年6月15日)
		地区内をループする9 m道路の配置を計画する。また、南北に9 mのコミュニティ道路を計画し、道路の段階構成を分かりやすくする。 その他については、6 m道路を適宜配置する計画とする。				
	公 園 及 び 緑 地	街区公園を半径 250mの誘致範囲に基づき適宜配置計画する。また、既存の山林を活用した公園も計画する。 また、土地地区画整理法施行規則に基づき公園面積を計画人口あたり 3 m ² 以上及び施行地区の面積の 3 %以上となるように設定する。				
	その他の公共施設	雨水排水については、調整池により雨水排出量を調整し、流末の公共下水道雨水幹線へ接続する。汚水排水については、既存の公共下水道污水管へ接続する。				
宅地の整備		☐ 土地利用 本地区は、つくばみらい市都市計画マスタープランにおいて、住宅地を中心に地域の持つ役割や特性を生かした土地利用を図る「都市的居住地域」の拡大を図る地区として位置付けられており、みらい平駅周辺市街地の人口増加や居住誘導に対応するため、土地地区画整理事業による計画的な市街地整備を行い、住宅地としての土地利用の実現を図る。 ☐ 街区の規模 土地の有効利用が図られるよう適正な街区規模を設定する。 ☐ 宅地の整地 道路計画高及び排水計画等を考慮し、周辺地形との整合性を踏まえた造成を行う。				

「施行区域は計画図表示のとおり」

【理 由】

近接する伊奈東市街地地域との連携強化を図りながら、周辺の自然環境や田園環境と調和した、ゆとりある街並み景観に配慮した良好な住宅地の形成を目指し、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、本案のとおり土地地区画整理事業の決定を行い、本都市計画区域の計画的な市街化を図るものである。